

改訂後	改訂前
<p>第9条（遅延損害金及び公租公課・費用の負担）</p> <p>1. 会員が約定支払日に支払を遅延した場合、支払額に対して、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、また期限の利益を喪失した場合、残債務に対して、期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みに至るまで、年14.60%(1年を365日とします。但し、閏年は1年366日とします)の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。</p> <p>2. カード利用代金等又は本規約に基づく費用等に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は、変更後の公租公課を負担します。</p> <p>3. カード利用代金等の支払、カードの返却、乙所定の届出及び問合せその他本規約に基づいて要するすべての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。</p> <p>4. <u>会員が支払期日において乙に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または乙指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、乙所定の手数料を会員は負担するものとします。</u></p> <p>5. 会員の要請によりカードを再発行したときは、乙は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。</p>	<p>第9条（遅延損害金及び公租公課・費用の負担）</p> <p>1. 会員が約定支払日に支払を遅延した場合、支払額に対して、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、また期限の利益を喪失した場合、残債務に対して、期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みに至るまで、年14.60%(1年を365日とします。但し、閏年は1年366日とします)の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。</p> <p>2. カード利用代金等又は本規約に基づく費用等に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は、変更後の公租公課を負担します。</p> <p>3. カード利用代金等の支払、カードの返却、乙所定の届出及び問合せその他本規約に基づいて要するすべての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等）は、会員の負担とします。</p> <p>4. <u>会員がカード利用代金等の支払を怠り、乙が振込用紙を送付した場合、振込用紙送付費用として送付回数1回につき210円（税込）を乙に支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は会員負担とします。</u></p> <p>5. <u>乙が会員に対して書面による催告を行った場合、会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。</u></p> <p>6. 会員の要請によりカードを再発行したときは、乙は会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。</p>